

林産物貿易と環境に関する論点

1. 背景

- (1) 本年は、1992年の地球サミットから10年目の節目となる年であり、8月には南アフリカにおいてWSSDが開催される。1992年の地球サミット以降、世界各国が取り組んできた「持続可能な開発」は、WTOの基本目的の一つであり、ドーハ閣僚宣言においても言及されたところである。
- (2) 本ペーパーで取り扱おうとする森林については、「持続可能な森林経営」が世界的な課題となっている。我が国は世界有数の木材輸入国として、世界の森林の持続可能な経営の推進に大きな関心を有しており、本ペーパーにおいて、林産物貿易と環境についていくつかの論点を提示し、今後のCTEでの議論に資したい。

2. 森林の特性と現状

- (1) 森林は、林産物生産のみならず、地球温暖化防止、生物多様性の維持、土地の浸食・崩壊防止等の公益的機能を有しており、地球規模の環境問題の解決に不可欠である。また、森林資源は、生産方法によっては枯渇するが、適切な管理の下で生産を実施すれば、森林の更新というサイクルが維持されるという点で、再生が可能となる有限天然資源でもある。
- (2) しかし、FAOは、世界の森林面積が過去10年間に年平均940万haの割合で減少していると報告しており、世界の森林の面積減少・質的劣化は依然として進行している。

3. 林産物貿易に関する論点

林産物貿易については、地球規模の環境問題の解決・改善に果たす森林の役割や、森林資源が再生可能な有限天然資源であるという観点を考慮し、持続可能な森林経営の推進に資するようにしていくことが必要である。本件に関しては、例えば以下の論点が挙げられる。

- (1) 我が国は、WTO整合的な形で実施される自然環境や資源の保全を目的として採られる貿易措置については、その必要性を認識するものである。林産物に関係する貿易措置としては、例えば、国内の一定地域に存する国公有林において伐採された丸太の輸出が禁止されている事例が見られるところである。本輸出規制は、野生動植物の保護を目的とした森林資源の保護等に関連したものであると説明されており、そのような措置は、環境保護という観点からは正当化し得るものと考えている。他方で、輸出が禁止されている伐採された丸太から生産される製品の輸出は、規制されていない場合がある。そのような事例については、自然環境や資源の保全を目的とした貿易措置のあり方という観点から、その合理性に議論の余地があるものと考えている。

- (2) 違法伐採問題は、一般的に各国の森林の利用・保全等に関する法令に違反して行われる伐採を指すものであり、ある国においては、生産される木材の約半分が違法なものであるとの報告もなされている。本問題については、近年、持続可能な森林経営の推進を阻害する大きな要因として国際的に認識されてきており、例えば、2001年9月の「森林法の施行に関する東アジア閣僚会合」においては、東アジア地域として違法伐採問題に積極的に取り組んでいく旨の閣僚宣言が採択され、貿易面についても、違法伐採問題に対して輸出国・輸入国双方が取り組むこと、違法に伐採された木材の輸出及び輸入を排除するための方策を追求することが確認されたところである。また、2002年3月の国連森林フォーラム(UNFF)会合においても、森林法規の実行や林産物の違法な国際貿易に対処する取組の実施を含むWSSD準備会合への閣僚メッセージが採択されたところである。違法伐採に対処するためには、各国の国内での対策が必要であるが、本問題の解決を模索していく上で、貿易面で如何なる対応が可能か、各関連フォーラにおける検討を踏まえつつ、議論を深める必要がある。
- (3) エコラベル等環境に関連するラベリングについて、我が国は、ラベリングが貿易に対する不必要な障害とならないよう留意しつつ、環境保全に関する市民社会の関心もふまえて透明性確保の観点から、関連委員会の議論を踏まえて検討を深めていくことが適切と考えている。林産物に係るラベリングについては、持続可能な森林経営の推進に資するものとして世界的に関心が高まっているところであり、上記の違法伐採問題に対処していく観点からも、林産物のラベリング制度について議論を深める必要がある。

4. 結論

本ペーパーにおいては、林産物貿易と環境に関するいくつかの論点を提示したが、これらの論点についてC T Eでどのように扱っていくかについては、今後更に各国の意見を踏まえた検討が必要であると考えており、我が方はこれについて更なる貢献をしていく用意がある。